

## 庁議(局・区経営会議) 案件申込書

申込日 平成29年7月4日

案件名	高圧ガス保安法に係る権限移譲に伴う手数料条例の一部改正等について									
所管	消防	局区		部	予防	課	担当者		内線	
概要	第5次地方分権一括法に伴う「高圧ガス保安法」の一部改正に伴い、現在、都道府県が実施している高圧ガスの製造許可等について、平成30年4月1日から指定都市に事務・権限が移譲されることから、相模原市手数料条例等の一部を改正するとともに、新たに、高圧ガス保安法に係る規則等を制定するもの。									
審議内容(論点)	権限移譲に係る条例等の一部改正等について 高圧ガス保安法に係る権限移譲について									
実施計画の位置付け	なし	施策番号及び実施計画事業名								
審議(希望)日	関係課長会議	平成29年	5月	25日	政策調整会議					
	局・区経営会議	平成29年	7月	18日	政策会議					
日程等調整事項	条例等の調整	条例 改廃あり	議会上程時期		平成29年12月	定例会議	報道への情報提供		なし	
	パブリックコメント	なし	時期			議会への情報提供		なし		
	審議会等、協議会等の設置	なし	個人情報の目的外利用等		なし					
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況			
	関係部局との調整		総務法制課				手数料条例の一部改正			
							調整中			
打合せ・会議の経過										
月日		会議名等			内容					
H29.5.10		関係各課打合せ会議			高圧ガス保安法に係る権限移譲に伴う手数料条例の一部改正等について					
H29.5.25		関係課長会議			高圧ガス保安法に係る権限移譲に伴う手数料条例の一部改正等について					
備考										
関係課長会議の結果等	原案を		上部庁議へ付議する。						(局経営会議)	
関係課長会議の出席課・機関等	総務法制課		情報公開課		職員課		企画政策課			
	経営監理課		広域行政課		財務課		会計課			
	消防総務課		予防課							
これまでの庁議での主な意見	<p>手数料条例について、現行の「神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例」においては、国、神奈川県等に対する手数料の免除規定があるところ、本市においては、「高圧ガス保安法」及び「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に免除規定がない等の理由により、免除規定を設けないとのことだが、市内で影響のある施設はどのくらいあるのか。また、その施設への対応について伺う。</p> <p>本市には、神奈川県が手数料を免除している国(防衛装備庁)の施設が1施設あり、予算編成等に影響があると思われることから、事前に当該施設へ情報を提供していきたいと考えている。</p> <p>高圧ガス保安法に係る事務手数料の金額の根拠及びその金額の設定について、裁量の有無について伺う。</p> <p>事務手数料の金額については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」において、全国的に統一して定められている。</p> <p>権限移譲に伴う配置人員等の執行体制については、消防総務課、職員課等で検討、調整していくこととする。</p>									

## 事案の具体的内容

### 1 権限移譲に伴う主な事務

- (1) 高圧ガスの製造の許可、届出事務、許可の取消し、変更許可等
- (2) 高圧ガスの貯蔵所の設置の許可、貯蔵の届出事務、変更許可等
- (3) 高圧ガスの製造施設及び貯蔵所の完成検査
- (4) 高圧ガスの販売事業の届出事務
- (5) 高圧ガスの輸入検査
- (6) 高圧ガスの施設等への立入検査

権限移譲から除外され、引き続き、都道府県が行う主な事務

製造保安責任者等の免状・試験に係る事務

特定製造事業所(処理能力が一定以上の大規模な事業所及びコンビナート地域に所在する事業所)等に係る事務

\* 特定製造事業所(本市に1事業所)に係る事務については、県のチャレンジ市町村制度を活用し、権限移譲を要望中

### 2 権限移譲に係る条例等の一部改正、新たに、制定する規則等

- (1) 相模原市手数料条例の一部改正
- (2) 相模原市公印規則の一部改正
- (3) 相模原市会計規則の一部改正
- (4) 相模原市事務専決規程の一部改正
- (5) 相模原市消防局組織等規則の一部改正
- (6) 相模原市消防事務専決規程の一部改正
- (7) (仮称)相模原市高圧ガス保安法施行規則の制定
- (8) (仮称)相模原市高圧ガス保安法査察規程の制定
- (9) (仮称)相模原市高圧ガス保安法違反処理規程の制定
- (10) 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間
- (11) 不利益処分に関する処分基準

### 3 権限移譲に伴う事業経費・財源等

- (1) 高圧ガス保安法に基づく事務手数料の金額の根拠等

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に基づき、全国一律の金額を手数料条例に規定するもの。

- (2) 歳入

ア 高圧ガス保安法に基づく事務手数料(平成28年度神奈川県の実績【相模原市域に限る。】)

1,383,800円

イ 地方交付税措置

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」等に基づく財政措置が実施される予定である。

- (3) 歳出

ア 平成29年度予算(火薬類・高圧ガス保安事業費)

職員の研修、関係団体の会議等に係る経費(火薬類取締法に係る事務を含む。) 977千円【一般財源】

イ 平成30年度予算【案】(火薬類・高圧ガス保安事業費)

職員の研修、関係団体の会議等に係る経費(火薬類取締法に係る事務を含む。) 400千円【一般財源】

### 4 事業スケジュール

平成29年5・6月 関係各課担当者打合せ会議、関係課長会議、事務事業調整会議等

12月 手数料条例の一部改正を議会へ上程

高圧ガス保安法施行令の一部改正の公布時期により3月になる可能性あり

平成30年 1月 公布

4月 条例、規則等施行

### 5 権限移譲に伴う必要人員等

高圧ガス保安法に係る事務を執行するため、職員の増員が必要である。

### 6 権限移譲による効果

高圧ガス保安法に係る権限移譲については、これまで消防局で行っていた消防法に規定する危険物に係る保安業務及び平成29年4月1日から権限が移譲された火薬類に係る保安業務と合わせ、一体的に事業者への指導監督が行えるようになり、保安体制が充実する。また、高圧ガスに係る事務手続きが相模原市で行うことが可能となることから、事業者の負担軽減や利便性が向上する。

## 消防局経営会議 議事録

開催日 平成 2 9 年 7 月 1 8 日 ( 火 )

出席者 小星副市長 消防局長 副消防局長 副消防局長 ( 併 ) 副危機管理監  
消防総務課長 予防課長

### 1 高圧ガス保安法に係る権限移譲に伴う手数料条例の一部改正等について

( 説明者 : 副消防局長 )

#### ( 1 ) 主な意見等

権限移譲に伴う職員の人材育成は、どのようになっているのか。

平成 2 7 年度に神奈川県工業保安課、平成 2 8 年度に県央地域県政総合センターへ合計 3 名の職員を派遣し、実務研修を実施したところである。

権限移譲に伴う事務の執行体制はどのようになっているのか。

平成 3 0 年度職員定数要求において、予防課から数名の定数要求がある。

地方交付税も措置されるとのことだが、金額や内訳など措置の内容はどのようになっているのか。

第 5 次地方分権一括法の公布時における国の対応方針に記載されたものであり、詳細な内容等については示されていない。

手数料条例の改正は 1 2 月議会でよいのか。

1 2 月議会への上程を想定しているが、政令公布時期によっては、3 月議会となることも考えられる

手数料条例には免除規定を設けないということか。

本市では、免除する根拠等がないため、免除規定を設けない。

事業者や関係団体等への周知はどのように行っているのか。

関係団体の会議等の機会を捉えて、権限移譲について周知している。

#### ( 2 ) 結 果

原案のとおり承認する。

以 上